全軟野連発第25号令和4年1月25日

都道府県支部 理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟 専務理事 小林三郎



公認学童コーチ資格受講・登録管理システム「PlayBB-members」の リリースについて(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本連盟では、学童部指導者の指導力向上を目的に運用を行っております「公認学童コーチ」資格が web 上での受講と資格認定までが可能となる公認学童コーチ資格登録管理システム「PlayBB-members」を1月31日にリリース致します。

リリースの目的については、学童部指導者の指導力の向上と 2024 年シーズンより公認学童コーチ資格有資格者義務付け対応を行うにあたり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、支部では集合形式の講習会開催を予定通り開催することが、困難の状況を鑑み web 上での受講を可能とするものです。

つきましては、システム概要と web 上での受講から資格登録までの手続き方法について、下記の通り、ご通知致しますので、貴支部において特に学童部チーム指導者への通知をお願い致します。なお、本システムリリースにより、従来の支部開催での集合形式の講習会開催を妨げるものではありませんことを申し添えます。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■公認学童コーチ資格登録管理システム「PlayBB·members」概要

システム名: PlayBB-members (https://playbb-members.jp/)

システム内容:・公認学童コーチ資格の新規受講

・有資格者のリフレッシュ研修の受講(今後、システム内に搭載予定となります。)

・有資格者の登録管理ならびにマイページ取得

操作方法: 下記に操作マニュアルを掲載していますので、案内にしたがってお手続きをお 願い致します。なお、操作マニュアルはリアルタイムでの更新の可能性を含む ことから紙媒体でのご提供はありません。サイト内に掲載のマニュアルをご 確認下さい。

①会員新規登録に係る操作マニュアル

https://playbb-members.nf-support.jp/member/manual/manual-365/

- ②公認学童コーチ講習会 (web) 受講申込に係る操作マニュアル https://playbb-members.nf-support.jp/member/manual/manual-425/
- ③講習会 (e ラーニング) 受講手順の操作マニュアル https://playbb-members.nf-support.jp/member/manual/manual-462/
- ④資格登録申請に係る操作マニュアル

https://playbb-members.nf-support.jp/member/manual/manual-410/

費 用:システム登録に関する費用は無料です。

*講習会受講料: 4,000 円 (税込) と資格登録料 (4 年分): 2,000 円 (税込) は、別途発生します。

登録番号:登録管理システム「PlayBB-members」のリリースに関連して、<u>既存の公認学</u> 童コーチの登録番号が変更となります。

> これまでの登録番号は、7桁の数字によるものとしておりましたが、新たに9 桁のアルファベット+数字の有資格者番号にて管理を行います。

お問合せ:①資格情報に関する内容

一公益財団法人 全日本軟式野球連盟(担当:吉岡)

Tel: 03-3404-8831 > -/v: yoshioka@jsbb. or. jp

②システム内容及び操作方法に関する内容

下記 URL よりヘルプデスクまでお問い合わせください。

受付時間:11:00~13:00 14:00~16:00 平日(祝日を除く)

https://playbb-members.jp/inquiry/input

※メールのみのご対応となりますのでご了承ください。

以上

事務担当者:吉岡大輔 版:03-3404-8831 メール:yoshioka@jsbb.or.jp

公益財団法人全日本軟式野球連盟 公認指導者制度運営要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 次世代を担う学童部競技者が、野球に親しみ、安心して競技力向上とスポーツ障害などに影響されることなく、競技にあたることができるよう、公益財団法人全日本軟式野球連盟(以下「全軟連」という)は、公認指導者制度を設ける。

(目的)

- 第2条 本制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。
 - (1) 多様なニーズに対応できる指導者を一貫カリキュラムにより養成し、その指導力の向上をはかること。
 - (2) 軟式野球競技のすそ野を支える学童部の指導者として生涯にわたり競技者の健全な精神と人間力を育むこと。
 - (3) 指導者の位置付けと役割に応じた指導者ライセンス認定を行い、社会的信用を確保すること。

(指導者資格の義務化)

- 第3条 全軟連、都道府県軟式野球連盟(以下、「都道府県支部」という)及び都道府県末端 支部に登録するチームの学童部の監督は、資格保有者であること。ただし、監督が 資格を保有していない場合においては、同一チーム内の代表者、コーチ、マネージ ャー等でベンチ入りすることになる者のうち最低1名が保有していること。なお、 義務付けする資格および講習会は次の通りとする。
 - (1) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に規定される資格
 - (2)「一般財団法人全日本野球協会(以下、BFJという)」・「一般社団法人日本野球機構(以下、NPBという)」が主催する「野球指導者講習会 Baseball Coaching Clinic (以下、BCCという)」のうち、履修証明書保有者
 - (3) 日本野球協議会野球指導者資格の基礎 I (仮称) 受講修了者
 - (4) 全軟連が養成する指導者資格としての公認学童コーチ

第2章 資格

(公認学童コーチの養成)

- 第4条 都道府県支部は公認学童コーチの資格取得のため、養成講習会を実施する。
 - (1) 公認学童コーチ養成のため、都道府県スポーツ少年団等と調整の上、認定員もしくは認定育成員養成講習会を兼ねて開催することは差し支えない。

(指導者資格の検定及び審査)

第5条 全軟連は、都道府県支部が主催する講習会を修了し、主催団体において適格と認められた者に対し、資格認定を行う。

(資格取得に係る免除制度)

- 第6条 公認学童コーチの取得希望者として、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に規定される資格保有者、「BFJ」・「NPB」が主催する「BCC」の対象カリキュラムを受講した者(履修証明書保有者)に対し、資格取得のための追加講習の受講を免除する。
 - 2) 本規定第4条に定める指導者資格の取得希望者として、全軟連が認めた者に対し、資格取得のための追加講習の受講を免除する。

(養成講習会の受講資格)

- 第7条 公認学童コーチの講習及び検定、審査を受けるには、以下の要件を満たしていな ければならない。
 - 1) 受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者。
 - 2) スポーツクラブ及びスポーツ少年団等において、野球競技の指導にあたっている者、または今後指導者になろうとする者。

第3章 指導者の認定、登録及び更新

(登録及び更新)

- 第8条 公認学童コーチの認定、登録及び更新は下記のとおりとする。
 - (1) 講習及び検定の後、適正と認めた者は、全軟連への登録手続きを行う。全軟連は公認学童コーチとして「登録証」を交付し、登録名簿に登載する。
 - (2) 公認学童コーチの有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は資格 有効期限が切れる6か月前までに、全軟連または都道府県支部が定めるリフレ ッシュ研修を受けなければならない。
 - (3) BCC の修了者の公認学童コーチの認定、登録は下記のとおりとする。
 ①BCC 修了者に対して、BFJ 及び NPB より交付される「履修証明書」及び
 「申請書」を全軟連宛に提出し、全軟連が承認することで公認学童コーチとし
 て認定される。

(認定のための講習会および受講料)

- 第9条 指導者資格取得を希望する者は、次の科目を受講しなければならない。
 - (1) 基礎理論 7時間
 - (2) 実技 3 時間
 - (3) 受講料は、主催する支部が定める。

(資格更新のためのリフレッシュ研修)

- 第 10 条 指導者資格を更新しようとするものは第 9 条 (2) 項に定める研修として、以下 の研修会を受講しなければならない。
 - (1) 全軟連が主催する成長期のスポーツ障害予防指導者講習会
 - (2) 都道府県支部が主催し、全軟連が認めた講習会もしくは研修会
 - (3) その他全軟連が認めた講習会もしくは研修会

(登録)

第 11 条 全軟連がライセンスを認定した指導者は、全軟連に登録しなければならない。

(登録有効期間)

第12条 登録の有効期間は、4年間とする。

(登録料)

- 第13条1.登録料は以下のとおりとする。
 - (1) 公認学童コーチ:500円/1年間
 - 2. 登録料の納入方法は、全軟連が別途定めるものとする。

(登録抹消手続き)

第14条 登録を抹消する場合には、本人から所定の退会申請または全軟連が指定する方法 によって申し出るものとする。その際、登録料の返金は一切行わない。

第4章 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の取得

(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の取得)

- 第15条 本規定第4条に定める資格保有者のうち、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度で定める次の資格取得を希望する者に対し、専門科目カリキュラムの一部を 免除する。
 - (1) 日本スポーツ協会公認コーチ3
 - (2) 日本スポーツ協会公認コーチ1

第5章 指導者及び加盟チームの義務

(公認指導者の遵守義務)

- 第16条 公認指導者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 全軟連の諸規程を遵守すること。
 - (2) 選手個々の権利、尊厳及び価値を尊重し、平等に対応すること。
 - (3) 選手が自分自身の行動に対し、自らの判断で行動できるよう指導すること。

(4) 暴力・暴言を用いての指導を行わないこと、また暴力・体罰・ハラスメント 根絶の努力を継続すること。

第6章 附則

(要領の改廃)

第17条 この要領は、理事会の議決を経て改廃することができる。

附則 この要領は平成30年4月20日より施行する。

- この要領は平成30年12月11日より施行する。
- この要領は平成31年4月9日より施行する。